

令和8年度 大船渡東高等学校教職員 働き方改革アクションプラン

～互いの立場を尊重した組織風土を構築し、前向きな業務改善へ～

大船渡東高等学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現状

【定量的現状】

- ◆ 「岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)」目標達成状況
時間外在校等時間が月80時間以上の者
・R4年度:11人、R5年度:13人、R6年度:4人、R7年度:0人
- ◆ 年次休暇の取得状況について(年間一人当たりの平均取得日数)
・R4年度:15日、R5年度:17日、R6年度:15日、R7年度:14日

【定性的現状】

- 教職員の意識
・本校で推進する年次取得への取組が全教職員に徹底されている。
・時間外勤務している教職員が固定している。
- 管理職のマネジメント
・スクラップアンドビルドの視点を持って業務見直し等の対応を行っている。

2 目標・目指す姿

県の働き方改革プランの目標を前提に、以下の目標を設定します。

【学校独自の目標】

- 教職員一人当たりの平均時間外在校等時間を45時間以内とすることを目指します。
- 年次休暇の平均取得日数を18日にします。

【目指す姿】

- ・ 計画的に年次休暇、特別休暇等を取得できる環境がある。
- ・ 教職員一人一人が授業や授業準備に集中でき、やりがいを感じている。
- ・ 教職員が、家庭のための時間や自由時間を確保できている。

(1)	教職員の健康管理	<ul style="list-style-type: none">・ 管理職が、年次取得について積極的に呼びかけを行います。・ 月の時間外在校等時間が月途中で45時間超となった教職員に声掛けし、健康確保の観点から、早い退庁を促します。
(2)	学校における業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 会議の開催は教育において真に必要な観点から業務の見直しを進めます。・ 会議資料や連絡は紙での配布を廃止し、PC閲覧やメールでの配布・周知を行います。
(3)	業務の明確化・適正化の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 働き方改革の取組について、保護者や地域の方に理解いただけるようPTAや学校運営協議会委員と協力して進めます。・ 休日の部活動については、複数顧問の配置により、交代で指導に当たることができる環境をつくれます。
令和8年度重点取組事項		<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き、会議時間の短縮、会議の削減、口頭による決裁を増加させます。

4 アクションプランの周知方法

- ・ プランを学校のHPに掲載し、会議等を通じて教職員にも周知します。
- ・ 本校HP、PTA、学校運営協議会委員を通じて、地域・保護者に対してプランの周知を行います。